

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白鷹町長 田宮 修

市町村名 (市町村コード)	白鷹町 (06402)
地域名 (地域内農業集落名)	滝野地区 (細野、東小手沢、西原、上折居、下折居)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月13日 (1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

自家栽培等の小規模農家が多く、各ほ場も小規模な区画での経営が散見される。担い手への集積を進めるにも受け手の負担が大きくなるだけで、簡単には進められない状況であるが、ほ場の基盤整備も視野に入れた農地利用の検討を継続して実施していく。また、耕作放棄地が発生しないよう作物を選定すると共に、日本型直接支払交付金については、地域の農地保全に向けて、フル活用していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲作付を基本にしながら、収益性の高い転換作物及び粗放的な作物を組み合わせた農業を実施していく。中山間地域(棚田)の景観を活かし杭掛けによる自然乾燥米のブランド化やきのこ等の特産品の研究を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	60.05 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	60.05 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画に位置づけた中心経営体へ集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
制度に則した対応が図れるよう、適宜対応していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備の制度に関する勉強会や実現に向けた話し合いに取り組んでいく。条件の良い農地を残すなど、地区全体でのゾーニングを検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外を問わず多様な経営体や新規就農者を含む担い手を募り、市町村及びJAと連携しながら育成に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等は委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ被害への対策として、くくり罠や電気柵を基本に捕獲に取り組んでいく。罠の見回りについては、負担軽減のため、個人での対応ではなく、団体での対応を検討していく。電気柵については、行政等の支援策を活用しながら、広範囲で農地を囲むように設置をしていく。